

# 新日銀法制定から10年—日銀法の問題点—

中京大学 鐘ヶ江 毅

## 1. 新日銀法下10年間の問題点

### (1) 金融政策運営 (以下括弧内数字は関連条文)

#### ア. 政府との意思疎通

政府側の政策委員会への出席の常態化 (19)、2000年8月の「ゼロ金利政策解除」に対する政府側の議決延期請求 (19-2) と政策委員会による否決 (19-3)。意思疎通の不充分さを露呈。無議決権の政府側出席者の議案権という矛盾。

#### イ. アカウンタビリティ

説明責任と結果責任は適正に行われたか (3-2, 54)。議事要旨 (20) は適切であったか。議事録公表 (10年後) は適切か (20-2)。

### (2) ガバナンス

#### ア. 副総裁2名は、適正人数か (21)、内部登用はゼロで良いか。

#### イ. 政策委員会の権限 (金融政策決定会合と通常会合、15)。「業務調整会議」設置。

#### ウ. 政策委員会委員の選任は適切だったか。(審議委員の業界など固定枠の復活、女性枠、任期、再任基準等 23, 24)。理事の任命 (財務省枠、23-4)。

### (3) 日銀改革

#### ア. 日銀改革 (職員数、給与水準、不動産等および意識改革) は進んだか。

#### イ. 役職員の金融取引などコンプライアンス面の改善は充分であったか (26-4, 30)。

## 2. 新日銀法の問題点

### (1) 日銀法成立過程において金融学会有志が指摘した問題点

[対中銀研報告書]「目的」は物価 (国内の通貨価値) の安定に絞られるべき (1-2)。

アカウンタビリティは結果責任を含むべき (3)。国会内の常設委員会が必要 (54)。

政府側出席者の議決延期請求権は「独立性」の観点から適切ではない (19-2)。経

費予算は国会への報告と会計検査院のチェックで充分 (51)。審議委員の任命は交互

交替 (stagger) 制を。[対金制調答申]財務省の違反行為に対する報告は適切か (56)。

理事制度の廃止。政府短期証券の引受禁止 (54-4)。

### (2) その他中央銀行の本質 (独立性・透明性) から見た新法の問題点

日銀の法人格 (6)、資本金 (8) の検討が先送りされた。業務の認可制 (43)、準備金の認可制 (53-2) など旧大蔵省の多くの認可制が引き継がれた。

### (3) 政党等における日銀法改正論議

物価水準目標の導入 (1)。金融政策の政府経済政策との整合性義務付け (4)。1回に限る議決延期請求権を政府側に認める (19)。政策委員会メンバー (9名) から副総裁2名を削減し7名とする (16, 21)。「債券」売買を「有価証券」売買とする (33)。